



ISSB Update は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。

IFRS®サステナビリティ開示基準に関する ISSB の最終的な決定は、IFRS 財団の[「デュール・プロセス・ハンドブック」](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

ISSB は、[2023年4月4日](#)にリモートで会議を行った。

## 関連情報：

- ・ 原文は[こちら](#)
- ・ ISSB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

## 目次

### リサーチ及び基準設定

- ・ [全般的サステナビリティ関連開示（アジェンダ・ペーパー3）](#)

## リサーチ及び基準設定

### 全般的サステナビリティ関連開示（アジェンダ・ペーパー3）

ISSB は、2023年4月4日に会議を行い、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（S1 基準）において提供される、さらなる経過措置について議論した。

ISSB は、企業が S1 基準及び IFRS S2 号「気候関連開示」（S2 基準）を適用する最初の年に、企業が（S2 基準において定められている）気候関連のリスク及び機会に関してのみ報告することを容認するという、S1 基準における経過措置を導入することを暫定的に決定した。企業は、他のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を、その 2 つの IFRS サステナビリティ開示基準の適用 2 年目において提供することが要求される。

この 1 年間の経過措置は、S1 基準の発効日を変更するものではない。ISSB は、2023年2月に、S1 基準について、2024年1月1日以後開始する年次報告期間から発効することを要求することを暫定的に決定した。しかしながら、S1 基準を適用する最初の年にこの経過措置を適用する企業については、S1 基準の要求事項は、気候関連財務情報の開示に関連する限りにおいてのみ適用されることとなる。

この経過措置は、S2 基準の適用又は S2 基準における要求事項には影響がない。

また、ISSB は、企業がこの経過措置を用いた場合には、次のようになることを暫定的に決定した。

- a. その旨を開示することが要求される。
- b. 過去に合意した、比較情報の開示に関連する S1 基準における経過措置を延長し、企業が他のサステナビリティ関連財務情報を開示する最初の年において、当該情報に関連する比較情報を開示することが要求されなくなる。誤解を避けるのであれば、気候関連財務情報についての比較情報は 2 年目において要求されることとなる。

14 名の ISSB メンバー全員が、これらの決定に同意した。

### 次のステップ

ISSB は、書面投票プロセス（balloting process）を継続する予定であり、2023年第2四半期末に向けて 2 つの IFRS サステナビリティ開示基準を公表する見込みである。